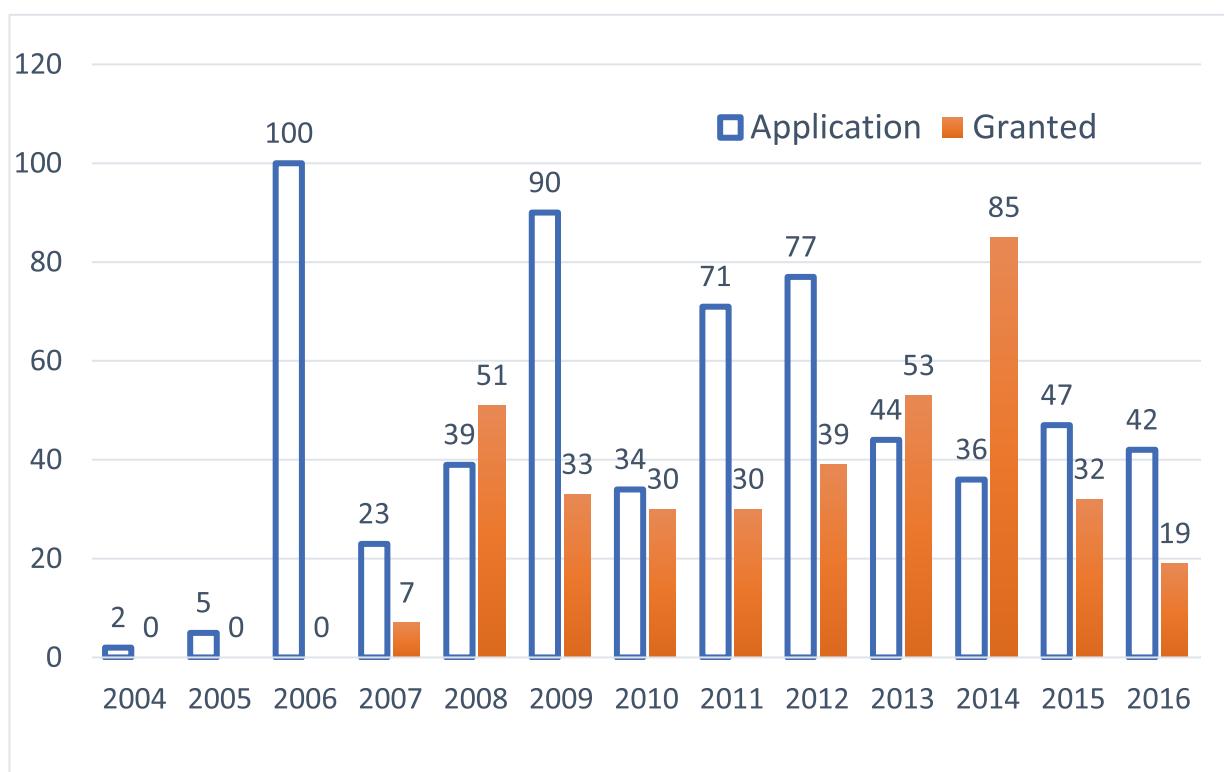


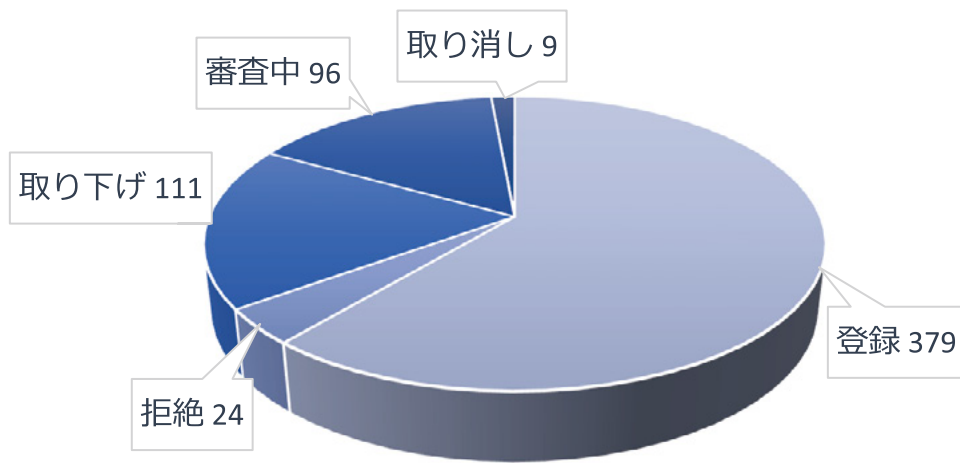
第1表 PVP権（育成者権）の出願及び登録の状況

No	説明	計
1	PVP権（育成者権）出願	610
2	PVP権（育成者権）登録	379
3	行政的審査（補正）	13
4	要件充足	17
5	公表	19
6	特性審査（DUS Testing）	47
7	取り下げ推定	76
8	取り下げ表明	35
9	拒絶	24
10	取消	9

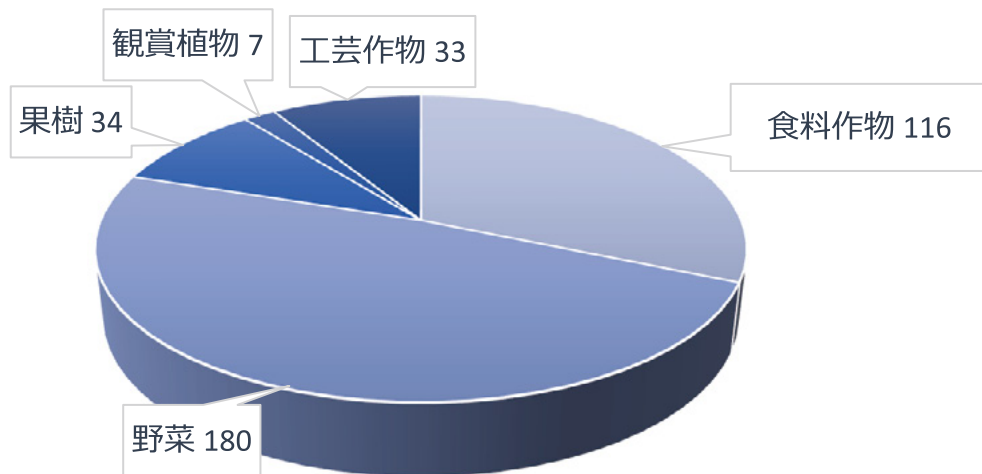
（2016年1月13日まで）



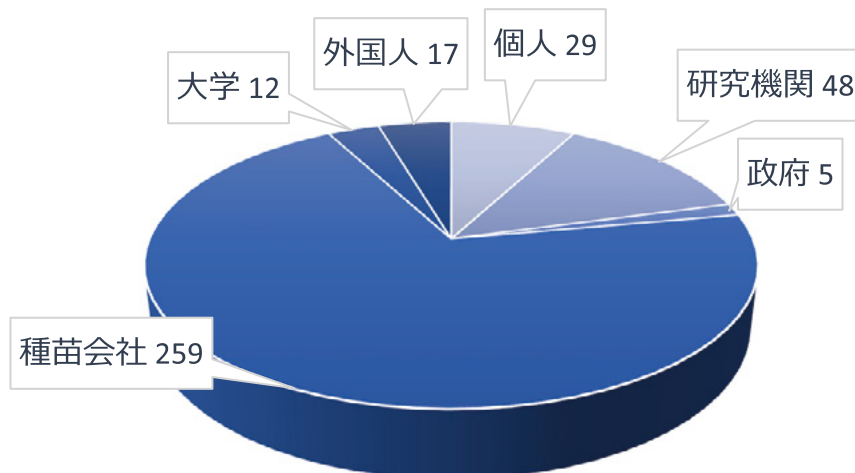
第2図 出願登録の推移（2016年12月末まで）



第3図 出願後の状況（2016年12月末まで）



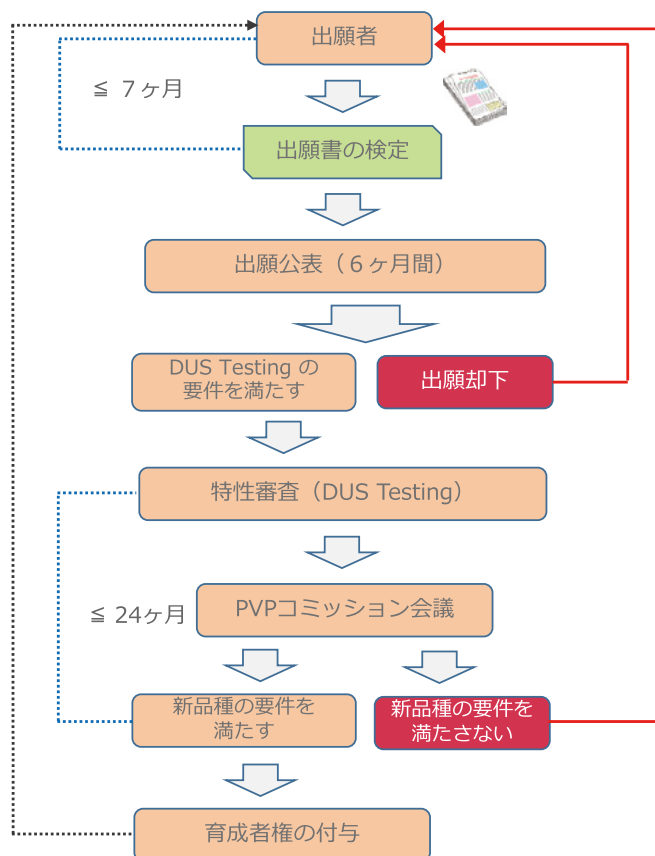
第4図 植物別出願状況（2016年12月末まで）（※取下げられたものは除かれている）



第5図 出願者別出願状況（2016年12月末まで）（※取下げられたものは除かれている）

2. 植物品種保護制度の出願手続き

(1) 出願から登録までの手続きの流れ



第6図 植物品種保護制度の出願・登録手続き

(2) 出願書の内容

出願書は、インドネシア語で記載される必要があり、出願と同時に出願料の支払いが必要である。

出願書の内容は以下の通り。

- 出願日
- 出願者の氏名、住所
- 育成者及び権利相続人の氏名、住所、国籍
- 品種名称
- 品種の特性等、品種の情報
- 品種特性を明確に示す写真や図など

(3) PVP 関連費用

出願登録にあたっての各費用は以下の表のとおり。

第2表 PVP 関連費用

No	非税国家収入	単位	料金 (Rp)	料金 (¥)
1	PVP権(育成者権)出願:			
	a. インドネシア居住個人、政府所有研究機関、国内有限会社	品種ごと	150,000	1,275
	b. 外国居住個人、非政府企業及び研究機関	品種ごと	250,000	2,125
2	PVP権(育成者権)出願修正/変更	品種ごと	200,000	1,700
3	PVP権(育成者権)移転登記	品種ごと	250,000	2,125
4	許諾契約登記	ライセンスごと	1,500,000	12,750
5	義務許諾契約登記	ライセンスごと	1,500,000	12,750
6	年金:			
	a. インドネシア居住個人、政府所有研究機関、国内有限会社	品種ごと	750,000	6,375
	b. 外国居住個人、非政府企業及び研究機関	品種ごと	1,500,000	12,750
7	PVP公表登録抜粋	抜粋ごと	100,000	850
8	PVP権(育成者権)証コピー	証書ごと	100,000	850
9	PVP文書コピー	1枚ごと	5,000	43
10	優先権証明書申請	証明書ごと	500,000	4,250
11	異議申立て申請	品種ごと	3,000,000	25,500
12	PVPコンサルタント登録	個人ごと	5,000,000	42,500
13	栽培試験(レンバンDUS試験場でのGrowing test)			
	a. 植物 < 6 か月	品種ごと	1,750,000	14,875
	b. 植物 > 6 か月	品種ごと	2,250,000	19,125
14	現地調査(Breeder testing/On-site examination)		DUS Testingの実施計画会議において現地調査場所、審査方法などを基に決められる。	
15	書類審査:			
	a. 書類審査	品種ごと	5,360,000	45,560
	b. 書類購入	品種ごと	4,500,000	38,250

(円換算は2017年1月末時点の為替レートに基づく)

(4) 出願公表

出願書の受領から6ヶ月間は出願公表期間として、広く公示し他からの意見、クレーム等を受け付ける。公表の方法は、PVP事務所のwebサイトに公示する他、PVTTP Center 5階の掲示板に公示する。

意見又はクレームがある場合は、書面にてPVP事務所に伝える。それを受けて、出願者は反論、意見を書面でPVP事務所に伝える。これらを受けて、PVP事務所が最終的に出願取下げ、却下、拒絶などを決定する。

なお、出願日から出願書の補正等も含めた受領期間は、仮保護の期間として定められている。



公表ギャラリー



PVPAPセンターのwebサイト



公表雑誌（3ヶ月毎）

第7図 公表のためのPVP事務所メディア

(5) 異議申立

- 拒絶された出願者は異議申立てを提出することができる。
 - ・ 拒絶の通知書の日から3か月以内；
 - ・ 異議申立ての理由を添付（完全性に関することではないもの）；
 - ・ PVP不服審査委員会の委員長に提出（委員会の事務局を通じて）；
 - ・ 出願者又はその代理人により提出
- 異議申立て申請費を支払う（1品種につき Rp. 3,000,000）
- 不服審査委員会は異議申立て申請から3か月以内に異議申立て申請を決定
- 最終の不服審査委員会決定



第8図 新品種登録証書